

改正建設業法のポイント (経營業務の管理責任者編)

- 1 経營業務の管理責任者の考え方
- 2 経營業務管理責任者の要件
- 3 適切な社会保険の加入



1 経營業務の管理責任者の考え方

これまでの考え方

役員個人の経営経験に基づき経營業務の管理責任者に認定



これからの考え方

「役員個人の経営経験」または「組織としての経営経験」に基づき、「役員個人」または「役員を含む社員グループ」を経營業務の管理責任者として認定



適切な社会保険に加入していることを新たに要件に加えた。

2 経營業務管理責任者の要件

次の(イ)または(ロ)のどちらかの要件を満たしていること。

(イ) 常勤役員等(法人の場合は常勤役員、個人の場合はその者又は支配人をいう)のうち一人が次のいずれかに該当すること

⇒次ページの表を参照

区 分	経営能力を認める経験	(参考)法改正前の要件との比較
(イ)ー1	建設業に関し、5年以上の経営業務の管理者としての経験を有する者	役員経験イ、ロ該当 (ロ該当は6→5年に短縮) ※執行役員経験、補佐経験を除く
(イ)ー2	建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として5年以上経営業務を管理した経験を有する者	執行役員等としての経営管理経験
(イ)ー3	建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者	経営業務を補佐した経験

(口) 常勤役員等のうち一人が次の(口)－1または(口)－2のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接補佐する者として、次のA、B及びCに該当する者をそれぞれ置くものであること。なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする(今回の改正で新たに導入)。

区分	経営能力を認める経験	直接補佐をする者の経験
(口)－1	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理、労務管理または業務運営を担当する者に限る)における経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
(口)－2	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者

「財務管理」、「労務管理」及び「業務運営」に関する経験の内容

業務経験名	経験の内容
財務経験	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験
労務経験	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

たとえば……((口)－2のケース)

乙食品会社の常勤役員を2年8月経験
丙建設会社の常勤役員を2年10月経験



建設業の役員経験が2年以上あり、役員としての経験が合計5年6月となることから、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置いた場合、(口)－2に該当することにより経営業務の管理責任者として認められます。

補佐をする者(「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を当該建設業者等において5年以上有する者)は、一人が複数の経験を兼ねることを認めます。

なお、補佐をする者は常勤の者に限ります。

3 適切な社会保険の加入

- 社会保険のうち、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にそれぞれ適切に加入している者を、経營業務の管理を適切に行うに足りる能力を有する者と認めます。
- 健康保険及び厚生年金保険は、法人及び常時5人以上の従業員を雇用している事務所が原則加入する義務があります。雇用保険は法人や個人事業主で従業員を1名でも雇った場合は原則加入する義務があります。
- なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険において、該当する保険に加入義務が生じない場合は「適用除外」になります。この場合、社会保険の加入義務を有しませんので、「適切な社会保険」に加入しているとみなします。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険

(医療保険と年金保険については個人で加入)

(医療保険と年金保険については個人で加入)
※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はない。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

■ : 個人の責任において加入するもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

不明な点は……

建設業課許可班に問い合わせ

願います。

(メールアドレス)

kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

